

4月臨時会における本会議出席議員の調整について

令和2年4月20日 議会運営委員会申合せ

本県議会における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、議場内の「3密（密集，密接，密閉）」を回避するため、4月臨時会において以下のとおり対応する。

- ① 本会議の定足数（31/62（議員定数の半数以上の出席））を満たすことを前提に、会派代表質疑における出席議員を半数程度に調整する。
- ② 会派代表質疑を前半パート（自民，県民フォーラム），後半パート（公明，自民県政クラブ，共産）に分け，質疑の前・中・後で暫時休憩をとり，議員の入・退室を行う。
- ③ 出席議員の調整は，各会派及び無所属の全ての議員を対象とし，各パートで議席2に対し1名が着席（1席ずつ空ける）することを基本に，出・退席議員を各会派等が調整する。
- ④ 退席する議員は，各会派の議員控室等においてモニター視聴を行う。
- ⑤ 会議前段の知事提出議案説明時，後段の採決時は全議員が出席する。

【令和2年4月臨時会議事日程（案）】

議事日程

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 議席指定の件
- 第3 会期の件
- 第4 令和2年度茨城県一般会計補正予算（第2号）
地方自治法第179条第1項の規定に基づく
専決処分について

一括上程

知事提出議案説明	全議員出席
（暫時休憩（半数程度退室））	
会派代表による質疑【前半】	出席議員半数程度
（暫時休憩（出席議員入替））	
会派代表による質疑【後半】	出席議員半数程度
（暫時休憩（全議員議場に戻る））	
採決	全議員出席